

# 秦代「黔首」の通関と入禁に関わる符伝制

——龍崗秦簡の史料を中心として——

馬\* 彪

## はじめに

秦朝の「禁苑」の出入を管理する「符伝制」に関わる典籍史料はほとんど見られないため、その研究もなかったのは当然かもしれない。しかし、龍崗秦簡には「符伝」(簡2号・4号)①、「合符」(簡5号)「伝書」(簡5号・7号)「取伝書」(簡10号)、「伝」(簡14号)といった簡文が数多く見られ、これらは、秦時代の律令における「符伝制」——黔首が徭役に服すために移動する際の通関と「禁苑」の出入に関する制度——についての、大変貴重な史料である。

本文では、まず龍崗秦簡の史料を主として、とくに「関」「司馬門」「合符」「伝書」「久」などのキー・ワードをめぐって、「符伝」の持ち主や「伝書」の使用および「久」の制度などを考証し、秦時代において黔首が「禁苑」で徭役を服すための、通関伝と書の取得や関所での「符伝」による検問、「禁苑」の門を入るための「久」符の配布、「禁苑」の「入門符伝」など、その制度の復元を試みたい。

さらに、「禁苑」の符伝制には、大まかには「禁苑」へ行く途中の通関に関するものと「禁苑」の出入に関するものとの二系統であるので、復元した符伝制に基づき、それぞれの実像や二つの系統の関係性を明ら

かにしたい。

## 一 「有事禁苑中者」の黔首徭役徒

龍崗秦簡の律文には、所用のため「禁苑」へ出入りする者が、いろいろ登場している。例えば「有到雲夢禁中者」(簡1号)、「有事禁苑中者」(簡7号)、「禁苑吏・苑人及黔首有事禁中」(簡6号)、「于禁苑中者」(簡11号)、「從皇帝而行及舍禁苑中者」(簡15号) などである。これらの者の身分がわかるならば、「禁苑」へ出入りに関する「符伝制」についての検討は大いに意味があることだと思う。

「有事」とは、公務に就くことをいう。睡虎地秦簡「秦律十八種」の「倉律」の簡45号に、

有事軍及下県者、齋食、毋以伝貸(貸)県。

とあり、睡虎地秦墓竹簡整理小組が、

到軍中和属県弁事的、応自带口糧、不得以符伝向所到的県借取。

と訳した。訳文の「到軍中和属県弁事」は「軍と所属県のところで公務に就く」という意である。簡6号には

禁苑吏・苑人及黔首有事禁中、或取其

禁苑吏・苑人および黔首が禁中に公務があれば、あるいはその

\* 山口大学大学院東アジア研究科

□□を取り……

とあるため、いわゆる「有事禁中」の者とは、具体的には「禁苑吏」「苑人」「黔首」であることは明らかだろう。

龍崗秦簡の律文に見る、皇帝に従う者や「禁苑」に舎る者、また禁苑吏・苑人などは、文字通り皇帝に仕える官僚や召使、また「禁苑」の管理人であるため、「禁苑」において公務に就くのは当然であるが、「黔首」とは、秦朝の民である。彼らは「禁苑」でどのような公務を行うのだろうか。実は、「黔首」は「禁苑」で徭役を行うことが、以下の睡虎地秦簡の史料により証明できる。「徭律」に、

県葆禁苑・公馬牛苑、興徒以斬(塹)・垣・籬(籬)・散(藩)及補繕之、輒以效苑吏、苑吏循之。未卒歲或壞陔(決)、令県復興徒為之、而勿計為繇(徭)。卒歲而或陔(決)壞、過三堵以上、県葆者補繕之。三堵以下、及雖未盈卒歲而或盜陔(決)道出入、令県輒自補繕之。県所葆禁苑之傳山・遠山・其土惡不能雨、夏有壞者、勿稍補繕、至秋毋雨時而以繇(徭)為之。其近田恐獸及馬牛出食稼者、県畜夫材興有田其勞者、無貴賤、以田少多出人、以垣繕之、不得為繇(徭)。県官府は本県地における朝廷の禁苑や公の馬牛苑を作り修繕する義務があり、徭役者を徴発して苑の堀・垣・籬を作り修繕し、修繕済みの工事は苑吏に渡し、苑吏は之を回して検査させる。一年未済で欠陥がある場合は、垣の崩れが三平方丈以上ならば県が修理しなければならぬ。ただ、垣の崩れが三平方丈以下、或いは出入りのために人為的に破壊された場合なら、苑は自らそれを補繕せよ。県官府の修繕すべき禁苑は山へ距離の遠近を問わず、悪土質によって雨

に耐えられず夏に崩れてもただちに補繕する必要がなく、秋になって雨のない時に徭役を徴発してする。農田に近い苑は、苑の動物や馬牛が出でて穀物を食う恐れあり、県畜夫が其の苑のそばに田が有る人間を徴発し、貴賤なく田の多少によって人数を出させ、苑垣を補繕して、徭役とはならない。

とある。この律文によりわかったことは、少なくとも二つある。

一つは、秦時代、中央朝廷に直属する地方に設置された派出機関である「禁苑」において、その苑垣・堀・藩籬に関わる工事などの徭役を徴発することは、禁苑所在地の県・道地方官署の義務である。換言すれば、龍崗秦簡に見る「有事禁苑中者」の「有事」のなかには徭役が含まれるはずである。少なくとも「黔首有事禁苑中者」のほとんどは、禁苑で徭役を行なう者であるのは間違いない。

もう一つは、秦時代における「徒」は刑徒と徭徒の二つの意味があるが、引用文にある「徒」は「徭徒」という徭役をする者をいう。同じ睡虎地秦簡「徭律」に「其不審、以律論度者、而以其実為徭徒計」とあり、「徭徒」が徭役をする「徒」であることは間違いない。また、典籍史料の用例では、「韓非子」顕学の「徒役を聚め」の「徒役」も徭役をする者を指す。ゆえに、睡虎地秦簡整理小組は、律文の「興徒」を「徴発徒衆」と訳した。漢代初期の張家山漢簡「津関令」簡518号に、苑へ「治園者」を派遣する簡文がある。その簡文には、次のようにいう。

相国上南郡守書言、雲夢附寶園一所在胸忍界中、任徒治園者出入、故巫為伝、今不得、請以園印為伝、扞関聽(整理者の注釈によると、

以下、欠文あり)

相国が奉った南郡守の文書に「雲夢官に附属される竇園の一カ所は胸忍県の界内にあります。徭徒に任じる治園する者が扞関の関所を出入するときは、もとは巫県が伝を發行していましたが、今はできません。園の印で伝を發行できるようにお願いいたします。扞関は……を受理し……と。」<sup>③</sup>

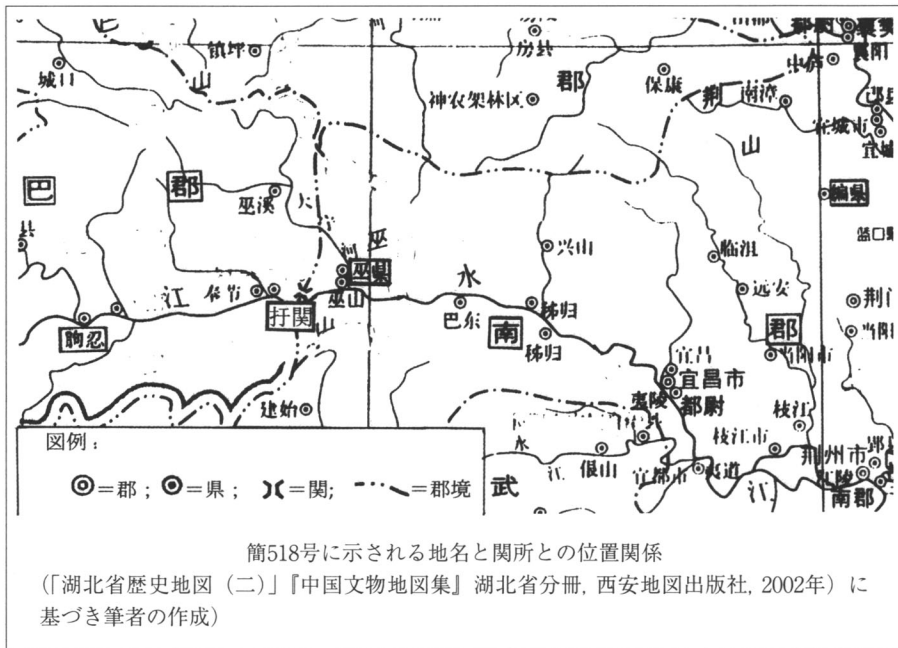
「胸忍」「巫」は地名であり、それらの場所は張家山漢簡の整理者の注釈のとおり、「胸忍、属巴郡。在今四川雲陽西。」と、「巫、巫県、属南郡。在今四川巫山北」である。

簡文に見る「雲夢」とは、秦漢時代の南郡（張家山漢簡が出土した今日の中国湖北省江陵地方は南郡の一部にあつた）に設置した中央朝廷から派遣された雲夢沢を管理する別置官である<sup>④</sup>。龍崗秦簡にある「雲夢禁中」<sup>⑤</sup>（簡1号）の簡文によって雲夢官署に管理される「禁苑」があつたことも明らかである。「竇園」とは、おそらく「瀆園」であろう。瀆は『説文』に「溝なり」とあり、『釈名』积水に「天下大水四、謂之四瀆、江河・淮・濟是也」とある。「瀆園」は、やはり長江沿岸にあつた「禁苑」の一つと考えられる。

雲夢禁苑は雲夢沢所在の南郡にあり、「徭律」によって「禁苑」の徭役を徵発するのは禁苑所在地における県道地方官署の義務である。『漢書』地理志に二つの「雲夢官有す」が記されていて、西にある方の「雲夢官」は編県に当たつた。

したがって、その「雲夢官」に管理される「禁苑」も編県に設置したと考えると、南郡の編県官署は禁苑徭役を担当して、簡518号に見る「竇園」は、地理的に隣の巴郡の胸忍県に設置したが、行政的には南郡

にある雲夢禁苑に附属される「園」であるため、禁苑吏は南郡の編県から徭役を出すよう要請をするはずである（簡518号に示される地名と関所の位置関係は下図を参照）。



## 二 「治園」 徭役徒の「伝書」

## (1) 通関のための「伝」と「書」

「治園者」は徭役を行うのであれば、無条件に「禁苑」へ入ることが可能かという点、かつしてそうではなかった。宮苑に入るには必ず「符」あるいは「伝」が必要であり、それがなければ「闌入」罪として罰せられる。龍崗秦簡簡2号にあるのはその律文である。

母(無)符伝而闌入門者、斬其男子左趾、□女[子]

符伝母(無)くして門に闌入する者は、斬するに其の男子は左趾、

□女[子]は……

上述した張家山漢簡の簡518号における「治園者」の派遣と通関に関わる簡文のうち、とくに注目すべきは、扞関を通るため「もとは巫県が伝を發行していましたが、今はできません」ということである。その簡文によってわかったのは、通常は通関伝は関が所属する県(道)地方の官署が發行するが、何らかの理由で「今はできません」となっていることである。それゆえに、京大班が解説したように「竇園なる禁苑で役務に就く刑徒が、扞関を出入する際、そのための通行証を竇園でも發行できるように求めている。」<sup>6)</sup>のである。

「治園者」は「禁苑」へ行くため、まず途中にある関所を通る「伝」が必要である。彼らはどのように通関伝を取得したのか。

南郡から徵発した徭徒は隣の巴郡へ行くためには、南郡と巴郡の堺に設置された関所を通関しなければならない。簡518号簡文にある「扞関」はその関所であるのは間違いない<sup>7)</sup>。「故巫為伝」という簡文によつ

て「扞関」は巫県に所属する関所であることもわかった。

また、簡518号の簡文に見られる通関のための「伝」に関する言葉から、もとは南郡から巴郡の「竇園」へ徭役に行く者が扞関を通関するための「伝」は、扞関所在地の巫県により發行されたのは間違いない。秦末に埋藏された龍崗秦簡の時代は、この簡518号に示す「故巫為伝」より少し前の時代に当たするため、秦時代において、「禁苑」に向かう途上の通関伝を取得する方法は、時代的に考えると「故巫為伝」と同じ系統に属するものだろう。

官人や私人の通関伝を取る手続きは、これまでの研究<sup>8)</sup>によってほぼわかったが、本稿で検討する秦代における徵発された徭役者の「伝」の取得は、どのような段取りだったのか。

龍崗秦簡の史料に、それについて説明できる史料が見られる。例えば、簡7号と簡10号に、

諸有事禁苑中者、□□伝書県・道官、□郷(?)□(簡7号)

とある。「龍崗秦簡」(中華書局版)の編者は、簡7号の、

……有事須進入禁苑者、……应当用公文報県・道官府……

すなわち「用事があり禁苑に入らなければならない者は、……公文書を用意して県・道の官府へ伝送すべきだ」の如く「伝書」を「公文書を送る」と訳しているが、その「伝書」についての注釈として、以下のような二つの可能性があると指摘した。

伝書・伝送公文書。睡虎地秦簡「秦律十八種」行書・行伝書・受書、必書其起及到日月夙莫(暮)、以輒相報(也)。」一説、依簡一〇文例、「取伝書郷部稗官」、「伝」積為符伝亦通。(傍点―引用者)

筆者は、簡7号の「伝」は「伝送公文書」という「伝送する」の意味ではなく、「符伝」の「伝」のことであり、「伝書」の「書」も「公文書」を伝送するの「公文書」ではなく通関許可書のような書類であると解釈し、さらに次節で述べるように「伝」と「書」とは別物であると考ええる。

## (2) 「伝」「書」は別のもの

簡7号に見る「伝書」のすぐ上の一字について先行研究者は欠字としたが、その字の下半分が残されて、よく見れば「関」字の下半分ではないかと考えられる。「関伝書」というのは「関」を通る「伝」と「書」であろう。居延漢簡に「入関伝」〔合校〕516・29)や「出入関伝致」(50・26)とあり、それは関所を出入りする「伝」と「致」に関わる登録簿であるという解釈があり<sup>9)</sup>、簡文の「致」の性格についてはいろいろな異論があるが、「伝」とは通関するパスポートとなる伝<sup>10)</sup>を意味することは間違いない。

簡5号に「関合符、及以伝・書関入之」とあるように、「伝」「書」ともに、旅人が通関するとき必ず提出しなければならない書類であることは間違いない。「書」は、張家山漢簡「津関令」に通関する「引書」<sup>11)</sup>(簡502号)や「中大夫・郎中為書告津関」(簡504号)があり、敦煌漢簡にも、例えば「出入関、人畜・車馬・器物如官書」(羅振玉・王国維『流沙墜簡』屯戍叢殘考釈「簿書類」第七簡)とあり、「出入関、人畜・車馬・器物如関書、移官。」(同前、第八簡)とある。ここでの「引書」「為

書」「官書」「関書」はすべて通関する人畜・車馬・器物などが記録された書類である。おそらく後の漢代の「出入関伝致」の「伝致」と似たような書類だろう。「致」が「通知書」と解釈される<sup>12)</sup>ことは正しいと思うが、もとは「書を致す」という言葉の略語であると考えられる。

「伝」と「書」とは別のものであると考える別の根拠は、張家山漢簡「賊律」に「亡書符(符)券・入門衛(衛)木久塞(塞)門・城門之齋(齋)、罰金各二兩」(簡52号)に示すように「符(符)券」は「書」とともに入門するための通行証であるが、二者は別物である。先行研究には「伝」と「書」の区別には旅人の公の身分か、それとも私的な身分にもかかわる説がある<sup>13)</sup>。

ここで別物である「伝」と「書」は必ず同時に用いるかどうかという問題があるが、龍崗秦簡における簡10号の「取伝書郷部稗官」や簡5号の「以伝書関入之」という律文をみると、少なくとも「伝」と「書」を同時に取得し、同時に使うことがあると考えられる。つまり、通関のために「伝」だけ用いるケースと、「伝」「書」を併用するケースがあると判断できる。

## (3) 「伝」「書」の発行と通関の手続き

簡7号は、「およそ禁苑に用事がある人間は、通関する伝・書は県・道の官署から……」と読める。その「伝」「書」はどのように発行されるかについての史料が簡10号に見られるので、検討しよう。簡10号に

取伝書郷部稗官。其【田】(?)及【作】務【】

とある。この簡文を『龍崗秦簡』（中華書局版）の編者は、次のように訳した。

在郷政府稗官処領取伝書。凡田獵与做工……  
郷部の小官のところで伝書を取る。およそ田獵と工事……

簡文の前半にある「郷部の小官のところへ伝・書を取る」という内容は「伝」「書」の取得に関する律文であり、また、簡文の後半に当たる「其【田】【作】務」などの残文は、上述した「治園」という入苑の目的につなげて考えると、やはり徭役の作業事項だろう。

つまり、簡文に傷があつて読めない部分があるが、「禁苑」で「治園」する徭役者の「取伝書」の手順は、だいたい県・道の官が「有事禁苑中者」の通関伝書を発行し、（郷へ渡し）、徭徒は、郷の小官のところへ「取伝書」し担当する作業事項を聞くという次第である。すなわち、県・道の官は「禁苑」からの徭役願いを受け、派遣令と通関するための伝と書を発行し、郷吏は徭役に徴発した「治園者」当人に仕事の手配をし、通関するための伝と書を渡すと考えられる。

そして、徭役のため「禁苑」に向かう旅人が本拠地の県にもらった通関伝は、彼が他の県境に至ったら、その地の官府に行つて所持する伝を認める手続きをし、改めて当地の県（道）官府の「伝」をもらわなければならない。上述した張家山漢簡518号簡に示すように扞関を通るため、当地の「巫県が伝を発行する」のである。

では、県ごとにその管轄地にある関を通る「伝」を改めに発行するか、それとも旅人の所持した「伝」を確認するだけか、という問題が生じる。それについては、睡虎地秦簡「法律答問」によって答えられるは

ずである。すなわち、

今咸陽發偽伝、弗智（知）、即復封伝它県、它県亦伝其県次、到関而得、今当独咸陽坐以贖、且它県当尽贖。咸陽及它県發弗智（知）者当皆贖。今、咸陽、偽伝を發すも、智（知）らず。即ち復、封じて它県に伝う、它県も亦、其の県次に伝え、関に到り而し得えらる。今、独り咸陽のみ坐すに贖を以てすに当つや。且は、它県も尽く贖に当つや。咸陽及び它県の發して智（知）らざりし者、皆、贖に当つ。

とある。つまり、咸陽から出した「偽伝」は次々と複数の県が確認しても発覚しないケースがあつたのである。そのため、旅人は最初にもらつた「伝」を持つて次の県にある関を通る前に、必ずその県官府で所持する関伝を確認され、改めて封じるような手続きをすることがわかる。実は、龍崗秦簡にも似たような律令がある。例えば簡8号に、

所致県・道官、必復請之、不從律者、令・丞□

とある。先行研究者のこの簡についての解釈は、次のとおりである。

県・道官府接收到達或伝来的文書、必須再次請求復査、不按法律照弁的県令・県丞……（傍点―引用者）

県・道官は送つてきた文書を受けるとき、必ずそれをふたたび（上司に）伺いを立て、改めてチェックする。律に従わなければ、県令・丞……<sup>⑧</sup>

ここでキー・ワードとなるのは「致」字であり、その字は『説文解字』に「送り詣るなり」とするので、ほとんどの研究者は、簡8号の解釈のように、「致」を「送りいたる」として解釈している。ただ「送りいたる」は「致」の派生義だけであり、その本義は白川静氏が指摘したとおり「ただ到るのではなく、そこに赴き行為する意を含む字であろう」というものである。『左伝』文公六年に「之れを竟（境）に送致す」とあるのはその「致」字の本義で使う表現である。龍岡秦簡によく古文字を使っていること<sup>⑤</sup>を考慮するだけではなく、とくに簡8号の意味としてみると、ここでの「致」はやはり「そこに赴き行為する意」であろう。そうすれば簡8号の律は、

（治園者は）致くところの県・道官府で、必ずそれ（通関する伝）を再び申請しなければならぬ。律に従わなければ県令・丞……

と解釈できる。そうすれば、意味として、睡虎地秦簡「法律答問」に見る「即復封伝它県、它県亦伝其県次」という律や、張家山漢簡簡518号簡にある「巫為伝」という令と、完全に一致する。

### 三 「関」と「司馬門」

龍岡秦簡の簡5号に、次のような律文が見られる。

関。関合符、及以伝書関、入之、及言佩（佩）入司馬門久。

……関所の門では、関吏は割り符を合わせて照合し、及び言（記？）し伝書によって通関者を審査し、関所に通させ、および司馬門に入

れる木久をつけさせる……

この簡文に見る「合符」「伝書関入之」「佩（佩）入司馬門久」とも、通関についての重要な符伝制の史料であるが、それについての検討は次の論述に譲ろう。ここでは検問所である「関」と「司馬門」という符伝制が行われる空間場所だけを論じたい。

#### （1）伝符の検問所「関」

まず、簡5号にいう「関」を考察しよう。簡文の冒頭にある「関関」については、中華書局版『龍岡秦簡』の「（来到）関門、関吏（合符核対）」のように、上の「関」を「セキ」、下の「関」を「関吏」と訳したのは正しいと思う。「関」とは、たしかに一般的な意味のセキ以外に関吏という意味もある。

「周礼」掌節に「門関用符節」とあり、鄭玄は「門関者、司門・司関と謂ふなり」とする。「司関」とは関吏である。秦時代における「関」は、文献記録で確認できるものは少ない。例えば孫楷の『秦会要』は、ただ関中の周辺にある「隴関」「函谷関」「嶢関」「武関」と記し、徐復の『秦会要訂補』は、さらに「臨晋関」と北部辺塞の「蕭関」「居庸関」「天井関」および南海地域にある「横浦関」「陽山関」「湟谿関」などを補充したが、それでも実際に存在した「関」の数とは大きな差があるはずである。例えば、上述した扞関は、『史記』楚世家には見られても、『秦会要』「秦会要訂補」は入っていない。また彭年氏は、考証によって「散関」「龍門関」「合河関」「榆関」「江関」「零関」「湖関」「匡口関」「蔽関」を補足した<sup>⑥</sup>。

実は、当時あった関の数は固定的なものではなく常に変化していたこ

とが、張家山漢簡「津関令」の簡文によってわかった。例えば、簡523号に、

丞相上備塞都尉書、請為夾谿河置関、諸漕上下河中者、皆發伝、及令河北県為亭、与夾谿関相直（値）。（傍点―引用者）

とある。ここにいう夾谿関は、整理小組が「夾谿関在今陝県、位於黄河之南、其北為西漢河北県」と注釈した。簡文によれば、夾谿関とは当時の新置関であったのは明らかである。秦時代には地方にある関所が多かったことは間違いないので、地方に設置した禁苑へ行く途中の関所で、「符」や「伝」や「書」などの身分証明書を検査されるのは当然なのである。また、徭役者が地元から禁苑の「司馬門」までの途中に身分を検査される場所は単に関所だけではなく、居延漢簡の「謁移過所県邑門亭河津関、毋苛留」（『合校』四九五・一二A）という伝書の内容によると、彼らが經由する県邑の門・亭・河津・関などでも、「符伝」の確認を受けている。

## （2）禁苑の「司馬門」

漢代には「以禁盜賊」<sup>⑩</sup>という地方治安を担う亭が数多く存在し、辺境地域における「亭」は多少異質があっても、敦煌一郡に名前が知られる亭は六〇カ所くらいある<sup>⑪</sup>。内地の亭の例は『漢書』王莽伝に、

大司空士夜過奉常亭、亭長苛之、告以官名、亭長醉曰「寧有符伝邪。」士以馬箠擊亭長、亭長斬士、亡、郡県逐之。家上書、莽曰「亭長奉公、勿逐。」

とある。亭にあって、「符伝」を確認されるのは「奉公」であり、大官であっても例外とはならない。

次に、「司馬門」の位置について、『漢書』揚雄伝の注に応劭が、

外門為司馬門、殿門在内也。

外門は司馬門と為す。殿門は内に在るなり。

と言い、顔師古『漢書』項籍伝の注には、

凡言司馬門者、宮垣之内兵衛所在、四面皆有司馬。司馬主武事、故総謂宮之外門為司馬門。

凡そ司馬門と言う者は、宮垣の内は兵衛の在る所にして、四面に皆司馬有り。司馬は武事を主る、ゆえに総じて宮の外門を謂いて司馬門と為す。

とある。いわば、司馬門とは「宮垣」の「四面」にある「宮之外門」である。換言すればすべての宮殿門の最外側にある門は「司馬門」である。例えば、秦代の咸陽宮の司馬門は『史記』項羽本紀には、

秦軍数却、二世使人讓章邯。章邯恐、使長史欣請事。至咸陽、留司馬門三日、趙高不見、有不信之心。

秦の軍数却く、二世、人をして章邯を讓めしむ。章邯、恐れ、長史欣をして事を請わしむ。咸陽に至り、司馬門に留まること三日。趙高見ず、信ぜざるの心有り。



とあり、『素隠』に「天子門、兵闌有り、司馬門と曰うなり」とある。

將軍章邯の長史が咸陽に至っても「宮之外門」の司馬門に入れなかつたことを記した。咸陽は秦朝の都であり、そこに「天子門」という司馬門があるのは当然であるが、地方に設置した「禁苑」にも「司馬門」があつたかどうかは疑義が生ずる所である。

しかし、典籍史料によつて、都から離れる地方の諸王国、宗廟、皇室の陵園や「禁苑」にも、「司馬門」があつたことを確認することができ。例えば『後漢書』章帝八王列伝に「(劉)文等遂劫清河相謝嵩、将至王宮司馬門」とある。宗室四王三侯列伝にも「趙相奏乾居父喪私娉小妻、又白衣出司馬門、坐削中丘鼎」とあり、李賢に「王宮門有兵衛、亦為司馬門」と注釈する。

『漢書』外戚恩沢侯表に高平憲侯が「坐酎宗廟騎至司馬門」と記していて、宗廟にも司馬門があつたことは間違いない。『漢書』五行志に、

杜陵園東闕南方災、園陵小於朝廷、闕在司馬門中、内臣石頭之象也。

とある。『漢書』外戚伝に「五官以下、葬司馬門外」とあり、服虔が言うには「陵上司馬門之外」である。『古今注』には後漢諸帝陵の「司馬門」のことが記されている(『統漢書』礼儀志の劉昭注)。

『漢書』成帝紀の「作治五年、中陵司馬・殿門内尚未加功」という史料も「司馬門」があつた証拠となる。この史料について、如淳の注には「陵中有司馬殿門、如生時制也」とある。臣瓚は「天子之中無司馬殿門也。此謂陵上寢殿及司馬門也。時皆未作之、故曰尚未加功」と訂正し、師古は「中陵、陵中正寢也。『司馬殿門内』、瓚說是也」と言う。位置につい

て異論があるが、「生時の制の如く」皇室の陵園にも「司馬門」があつたのは間違いない。

「禁苑」の「司馬門」については、『漢書』揚雄伝に「甘泉本因秦離宮、既奢泰、而武帝復增通天・高光・迎風」とあり、「甘泉」は秦漢代に有名な離宮禁苑である。『三輔黄圖』に「漢未央・長樂・甘泉宮、四面皆有公車。公車、主受章疏之処」とあり、陳直氏は『漢書』百官公卿表、衛尉属官有公車司馬令。建章・甘泉各有衛尉、故亦皆設公車司馬之官<sup>9)</sup>としてゐる。「禁苑」にも「司馬門」があるのは確かだといえる。ゆえに、都の咸陽に「司馬門」があるように宗廟・陵園・禁苑・諸国王の王宮にも「司馬門」があつた。換言すれば、簡5号の簡文は、咸陽宮城の「司馬門」と地方禁苑の「司馬門」のいずれにも適用できる律文である。

つまり、「関」とは旅人が通関する符伝制が施行される場所であり、「司馬門」とは「禁苑」など禁地に出入する符伝制に関わる空間構造であるといえよう。

「関」と「司馬門」は、いずれも符伝制に関わるが、次にその実像と相違点を追究したい。

#### 四 関所での「合符」と「伝書関入之」

簡5号の律文にある「関合符」「以伝書関」という言葉を、睡虎地秦簡の「法律答問」の、

可(何)謂布吏。詣符伝於吏是謂布吏。

という簡文とあわせて考えてみると、符伝を検査する場所はいろいろあるが、旅人の通関に関する符伝制は、具体的には、関所で通関者が必ず「布吏」（吏に達し）という「符伝」を関吏に渡す手続きをすることであり、その「布吏」の目的は、関吏が「合符」して、「伝」「書」によって通関者を「関」する検問であることであろう。

### (1) 割り符による「合符」

「符」とは、文献では『史記』秦始皇帝本紀に「数以六為紀、符・法冠皆六寸」とあり、『説文解字』に「符、信也。漢制以竹長六寸、分而相合」とある。つまり、「符」は、信の置けるものであり、漢の制度では、竹を長さ六寸ずつに分けて双方が持ち、互に合わせる「割り符」である。出土文字には居延漢簡にも「六寸符券」という表現がしばしば使われており、漢代の符制を確認して、龍崗秦簡の簡14号の律文に「六寸符」という表現が見つかったことよって、秦の「六寸符」制も確かなったようである。しかし、龍崗秦簡簡14号に見る「六寸符」の「六」字は竹簡の編紐と重なり残字となっていて、写真の字形から「六」だろうとは思いますが、二〇〇九年に公表された岳麓書院藏秦簡の簡1251簡には「五寸符」という表現がある。もし岳麓書院藏秦簡が統一秦のものであるという判断が正しければ、簡14号を含む龍崗秦簡の年代はいずれも秦末であると考えられるので、当時は「六寸符」と「五寸符」がともに存在した可能性も否定できない。

関所において「合符」する具体的なやり方については、龍崗秦簡には何も見つかっていないが、文献では『玉篇』に「符、符節なり。分ちて両辺と為し、各一を持ち以て信と為す」とある。居延・敦煌などの辺境地域で見つかった漢代符の実物によつて、関所における「合符」の方法

もほぼ明らかになった。

例えば、大庭脩氏の説は、

居延と金関の間の符であるが、合うとは何が合うのかというと、それが「齒」である。実物を見るとあきらかなように、きざみが入っている。そして歯百とあるのは、そのきざみの部分に二枚合わせた状態で百という字が両符にまたがって書いてあるということである。

ということである。漢時代における関所での「合符」については、大庭脩氏のほかに徐樂堯氏<sup>35</sup>や昝山明氏<sup>36</sup>も有益な研究をしているが、秦時代の「合符」に関わる史料がなかったので先行研究では言及されていない。龍崗秦簡簡5号に「関合符」という律文があったので、ついには秦時代の関所での「合符」も実証できた。

### (2) 「符」と「伝」との関係

「符」と「伝」との関係について、従来の文献史料をめぐって二つの議論がある。

その1つは、『漢書』終軍伝の一節に発する議論

初、(終)軍從濟南當詣博士、步入関、関吏予軍繻。軍問、「以此何為。」吏曰、「為復伝、還当以合符。」軍曰、「大丈夫西游、終不復伝還。」棄繻而去。軍為謁者、使行郡国、建節東出関、関吏識之、曰「此使者乃前棄繻生也。」

この史料によって、勞榦氏は漢代における「符」と「伝」とは同じものであると考えた<sup>86</sup>が、「符」と「伝」とは別物だとする研究者が多く存在する<sup>87</sup>。

李均明氏は、張晏の「繻、符也。書帛裂而分之、若券契矣。」という注と蘇林の「繻、帛辺也。旧関出入皆以伝。伝煩、因裂繻頭、合以為符信也。」という注によって、史料に現れる「繻」は臨時の「符」をもって「伝」の代わりとするものであり、「符」と「伝」とは違うものとした<sup>88</sup>。筆者は龍崗秦簡の簡5号における「合符」と「以伝書関入之」は別々の検問方法であることがわかったので、「符」と「伝」は違うものであることは間違いないと考える。さらに、「為復伝、還当以合符。」（帰りの路の関所手形として、還るときこれで符を合わせなくてはならない）によって「符」は「伝」の替りになることがわかった。つまり、通関者としては必ずしも「符」と「伝」の両方持つ必要があるわけではなく、「伝」あるいは「符」の一方を所持すれば通関できることも証明できた。

もう一つの議論は、『周礼』地官、「掌節」の一説と鄭玄の発する議論である。

凡通達於天下者、必有節、以伝輔之。

鄭玄の注…必有節、言遠行無有不得節而出者。輔之以伝者、節為信耳、伝説所齋操及所適。

『周礼』の文、とくに鄭玄の注は、「遠行」のとき、「節」というしるしとなるものが、必ず旅人の所持品と行き先を記す「伝」とともに使われるという制度を表す。

「節」は「符」ともいえるので、その文献史料について、関所で必ず「節

（符）」と「伝」の両方が必要かどうかという問題が提出され、これに対して李均明氏は、居延漢簡などの辺境木簡における「伝」と「符」を研究したうえで、以下のように述べた。

按『周礼』地官、掌節鄭玄注所云、節（上古所謂節、当即漢以後所謂符。『夢溪筆談』雜志二：「古之節如今之虎符。其用則有圭璋龍虎之別、皆櫜將之、英蕩是也。漢人所持節、乃古之旌也。」）伝は相輔使用的。但漢簡所示之出入符多供某一機構所轄範圍的内部人員及其在外之家属使用。而伝之使用者則來自全国各郡県、範圍極広。從這些現象看、當時的出入符与伝似乎是分別使用的。<sup>89</sup>

李氏は辺境木簡に現される、通関するとき「符」と「伝」の利用者の違いによって、

當時的出入符与伝似乎是分別使用的。

當時、出入符と伝はおそらく別々に使用されていた。

という結論を提出した。薛英群氏も「符」と「伝」の相違点について、

符的使用対象和範圍只限於与軍事有関的人和事、而伝則用於無軍籍的吏和民。

という結論を出した。

筆者は二氏による「符」と「伝」は別々に使用されていたという判断に賛成するが、薛英群氏の言う「符」と「伝」の相違点についてのどのように判断できるかは、まだ不明だと考え、検討をしたいと思います。

まず、二〇〇九年に初公表された岳麓書院藏秦簡の簡1252号における「奔敬（警）律」を挙げてみよう。

奔敬（警）律曰：先鄰黔首当奔敬（警）者、為五寸符、人一、右在「口」、左在黔首、黔首佩之、節（即）奔敬（警）。諸挾符者皆奔敬（警）、故……<sup>98</sup>

律文の意は、「奔警」にいうように、まず、黔首の奔警（警報）によって（任務地へ）奔走する意だろう）に当たる者を選んで、「五寸符」を用いて、その黔首に一つの（符をわたし）、右は（官府）が、左は黔首が持つようにし、黔首にそれを身に付けさせ、ただちに奔警させる。およそ符をもつ者は皆奔警し……ということである。この律文によってわかったのは、秦朝の黔首という身分でも、官府の警報のために「符」を身に付けて任務地へ奔走する義務があるということである。

また張家山漢簡の「津関令」に、

智（知）其請（情）而出入之、及假予人符伝、令以闌出入者、与同罪。非其所□為□而擅為伝出入津関、以伝令・闌令論、及所為伝者、県邑伝塞、及備塞都尉・関吏・官属<sup>99</sup>、軍吏卒乘塞者、禁（？）其□警<sup>100</sup>。馬・牛出、田・波（陂）・苑・牧、繕治。塞郵・門亭行書者得以符出入。<sup>101</sup>

とある。この令に、「符」「伝」についての不正行為と「伝」の使用、「符」の使用など、三つの内容の令文がある。それは、次のようにまとめられる。

A 「符」「伝」についての不正行為

事情を知りながら出入させたり、他人の「符」・「伝」を貸し与え、それによってみだりに出入させた者は、出入した者とともに同罪になる。

B 「伝」の使用（「通関伝」の不正行為や発行、通関者、検問者など）

勝手に「伝」を作って津関を出入したら、伝令・闌令によって論断し、さらに作られた伝は、県・邑が塞に伝達する。備塞の都尉・関吏・官属・塞を守る軍の吏卒は、其の弩・馬・牛（を持ち）出るのを禁じ、田・波（陂）・苑・牧（をする者）をよく検問する。

C 「符」の使用（「符」は「行書を送送する者」だけが使用する）

塞の郵・門亭で行書を送送する者は、「符」をもって（津関に）出入することができる。

令文の一部において欠字はあるが、大体的内容がわかる。

「津関令」によって「符」をもって（津関に）出入することができる者とは「塞の郵・門亭で行書を送送する者」であると限定されて、業務上頻繁に関所を出入りする必要がないほかの人たちは「伝」を用いて通関することがわかった。

以上の例によって「符」の利用者は「伝」を使う者とは違うだけでなく、「符」を用いる者は、およそ急用のために急いで徴発される団体または業務上頻繁に関所を出入りする必要がある者であろうと考えられる。

徭役に服する黔首の場合は通関するために「伝」だけ持っていれば十分であり、「符」を持つ必要はないといえる（むしろ、下文に述べるように、関吏から目的地の「司馬門」に入る「久」という符をもらう）。それゆえに、龍崗秦簡に「伝書」を取る方法は見られるが、「符」の取得に関する律文はいっさい見当たらない。張家山漢簡518号簡における関を

通過するための「伝」に関わる令文にも、「扞関」を通る「治園者」は「伝」が必要であるが、「符」のことは全く言及されておらず、当時は通関するために、「伝」と「符」との両方が必要の場合があるが、必ず両者を合わせて使うということではなかったのだろう。

## 五 禁苑の「入司馬門久」符制と伝制

### (1) 入門衛木久

龍崗秦簡5号に「及言佩(佩)入司馬門久□□」とある文は、「禁苑」の「司馬門」に入る符制に関わる重要な史料である。それに考証を加えたい。

簡文の「言佩入司馬門」について、科学出版社『雲夢龍崗秦簡』の注釈では「諸諷入司馬門」として、「有可能指試学童之事」と解釈したが、それは誤釈である。「佩」は「佩」の異体字であり、確かに中華書局版『龍崗秦簡』の「校証」にあるとおり、その異体字の用例は阜陽漢簡『詩経』と張家山漢簡『奏讞書』にも確認でき、佩(佩)とは、「つける」という意味である。

「佩」の「つける」という意味は、上述した岳麓簡簡1252号の「為五寸符、人一、右在「口」、左在黔首、黔首佩之、節(即)奔敬(警)」という新史料によって改めて確認できた。「司馬門」のあとの一字は、科学出版社『雲夢龍崗秦簡』では釈読していない。中華書局版『龍崗秦簡』ではその字を「久」と釈読しているものの「久」字に疑問符付きであり、明らかではない読み方となっていたが、筆者の写真版確認では、その一字は墨跡は薄い、たしかに「久」という字画であることは間違いないと思う。

「佩(佩)」の上の「言」という字には傷があり、はっきりとは読めないが、文脈によっておそらく「記す」と読める。そうすれば、「及言佩(佩)入司馬門久□□」は「及び記して入司馬門久をつける」と読むことができる。

「久」について中華書局版『龍崗秦簡』において、睡虎地秦簡にある「久」と「久刻」の用例によって「久、標記である」として、それは「入門後発給の一種佩戴の標識物、如後世入宮時発給牙牌之類」と解釈した。しかし、久とは「標識物」であるという解釈はやはり曖昧な理解であり、しかもなぜ「久」が関所で配られて、どのように「司馬門」で使われるのかについて注釈には言及していないため、ここで検討してみたい。

睡虎地秦簡「法律答問」に、

亡久書・符券・公璽・衡贏(累)、已坐以論、後自得所亡、論当除不当。不当。

とあり、整理小組は「久書」に「記書」として、「記書すなわち地方府から部下に下す文書である」と解釈している。しかし、張家山漢簡二年律令「賊律」に、

亡書・符(符)券・入門衛(衛)木久・塞(塞)門・城門之鑰(鑰)、罰金各二兩。(簡52)

書・符券・入門衛木久・塞門と城門の鑰をなくすれば、罰金各二兩である。

とある。

「木久」について、専修大班は木製の通行証<sup>⑧</sup>とし、京都大班は「木久」すなわち「木灸」であり、「焼き印を押しした木製の符」とする<sup>⑨</sup>。筆者は、やはり「木灸」とは「久書」や「記書」などとは違うもので、「割り符」であると解釈するのが基本的には正しいと思うが、「割り符」だとすれば「久」と「符券」ともに「割り符」といえるため、二者の区別を検討しなければならない。

上述した「法律答問」簡146号と「賊律」簡52号の律文には似たような表現が見え、二つの史料とも「久」は「符券」と並べていた別ものであることは間違いない。

この二史料を比べて、王三峽氏は「久」「書」「符券」三つとも、並べて動詞「亡」の目的語となるため、睡虎地秦簡整理小組の言う「亡久書」の解釈を「亡久書」すなわち「久と書を亡う」に訂正した。さらに「久」とは「入門衛木久」の略語と考えた。王氏は楊樹達氏の「久、即ち灸の初字なり」という説と、秦漢医学簡に見る「久」は「灸」の仮字であるという用例<sup>⑩</sup>によって、「入門衛木久」を、

出入宮禁門衛、標志身分的憑証。应当是木製、用烙鉄烙過火印的。<sup>⑪</sup>

と解釈した。王氏は文法によって簡文の「久」「書」「符券」はまちがいになく別々のものであるとし、「焼き印を押しした木製の符」という京都大班説とほぼ同じ結論に至ったが、「久」と「符券」の役割分担はまだ不明であるため、以下に考証することにする。

## (2) 司馬門の「門籍」

「入司馬門久」「入門衛木久」ともに、「司馬門」の禁衛に関わる符制

といえるため、その制度における最も肝要な門籍制から考察しよう。

「司馬門」の禁衛について、鄭玄は「無引籍不得入宮司馬殿門也」(『周礼』天官、宮正の鄭玄の注)とし、賈公彦の疏には「言引籍者、有門籍及引人皆得出入也」とある。その「門籍」は「籍」ともいい、「漢書」元帝紀に「令從官給事宮司馬門中者、得為大父母父母兄弟通籍」とあり、応劭は「籍者、為二尺竹牒、記其年紀・名字・物色、俱(懸)之宮門、案省相應、乃得入也」(顔師古の注)と言う。

すなわち、「司馬門」の門衛のところでは、来客が来る前に、客の年紀・名字・物色などを記した門籍が宮門に懸けられていて、来客をその「籍」によって審査してから「司馬門」に入れることがわかった。

しかし、「司馬門」の「門籍」と照合して来客の身分をチェックできる身分証明書とは何ものであるかとの問題が生ずる。『続漢書』百官志には、

宮掖門、每門司馬一人、比千石。本注曰、南宮南屯司馬、主平城門。北宮門蒼龍司馬、主東門。玄武司馬、主玄武門。北屯司馬、主北門。北宮朱爵司馬、主南掖門。東明司馬、主東門。朔平司馬、主北門、凡七門。凡居宮中者、皆有口籍於門之所屬。宮名兩字、為鉄印文符、案省符乃内之。若外人以事当入、本(宮)(官)長史為封棊伝。其有官位、出入令御者言其官。

とあり、「凡居宮中者」から文末までの文字は、後漢代の『漢官解詁』<sup>⑫</sup>に似たような内容の文がある。

衛尉主宮闕之内、衛士于垣下為廬(案『北堂書鈔』「設官部」引作「為区廬于垣下」)各有員部。(凡)居宮中者、皆施籍于門、案其姓

名。若有醫巫侏人当入者、本官長吏為封啓伝、(案当作「本宮長史為封榮伝」、見『統漢志』)。審其印信、然後内之。人未定、又有籍、皆復有符。符用木、長二寸、以当所属兩字為鉄印、亦太卿炙符、(案『統漢志』補注引作「長可二寸、鉄印以符之。」)当出入者、案籍畢、復齒符、乃引内之也。其有官位得出入者、令執御者官、伝呼前後以相通。(『芸文類聚』「職官部」)

司馬彪の『百官志』は『漢官解詁』などの後漢代の史料を十分に考証したうえに作ったものであり、二つの史料を照らし合わせてみると、二史料とも「司馬門」に出入りする人間は、その身分と居場所によって「居宮中者」と「外人以事当入」の二分類となった。「外人」のなかで「有官位得出入者」の場合は、その御者に入内りする者の官位を呼ばせるだけで通過させるのであり、門籍・符伝制には関わらないため論外とする。以下、「司馬門」を出入りする「門籍」・符伝制には関する史料を表にまとめて、検討しよう。

「百官志」「漢官解詁」に見る漢代司馬門符伝制史料表…

外人以事当入	居宮中者		
	人未定	(定員)	
(無し)	有口籍於門之所属		門籍
(無し)	復有符。符用木、長二寸、以当所属兩字為鉄印、亦太卿炙符	(無し)	符
本宮長史為封榮伝伝	(無し)	(無し)	伝
審其印信、然後内之	案籍畢、復齒符、乃引内之也	案其姓名	審査

注：( ) をつける文字は筆者の補足

表にまとめた史料によってわかるのは、津関の符伝制と同様に「司馬門」の符伝制も出入する者の身分によって、「符」の系統と「伝」の系統に分けられることである。「居宮中者」とならば、門籍に應じる「炙符」制に当たり、「外人以事当入」の場合であれば門籍に関係ない「榮伝」

制に属する。「𦣻」とは『説文』に「伝信なり」とあり、李奇が言うに「伝、𦣻なり」（『漢書』文帝紀）であり、張晏の言う「伝、信なり、今の過所を若くなり」（同上）である。大庭脩氏は「後の過所にあたるものは𦣻であつたらうと思ふ」と言う。

つまり、「𦣻」「伝」ともに今日の旅券のような通行証である。しかし、ここでいう入宮門の「伝」は、上述の通関伝書とは違う。ゆえに、上述した張家山漢簡簡517号には、相国から「園」の伝でも通関伝と同じように使つてもよいかとの申し出があつたとある。この「園」伝はやはり宮殿や禁苑の長官によつて封じられ、宮門の衛のところでの封じ印のしるしをチェックしなければならぬものであることは間違いない。

唐時代には、この「𦣻」は「牒」と名を変えた。『唐律疏義』に、

「造作」、謂宮内營造。門司皆須得牒、然後聽入。若未受文牒而輒聽入、及所入人数有剩者、門司各以闕入論。

とあり、その門司は「牒」によつて「營造」者を検問することは、秦・漢時代の門衛が「伝」や「𦣻」に従つて「治園者」の身分をチェックすることと似ていると思う。

「爰符」制の濫觴は龍崗秦簡に見る「入司馬門久」に当たると筆者は考えるので、それを証明しよう。

「居宮中者」とは文字通り、宮中に滞在する者である。例えば『漢書』元帝紀に言う皇帝の身の回りの「従官」や『後漢書』竇武伝に登場した「黄門令」「乳母」のような宦官・女官など<sup>60</sup>。これらの人々は常に宮中に勤務し、定員数があり、姓名も人数もはっきり確定できる者であるので、「年紀」「名字」「物色」（上述した応劭の語）などを書いた門籍が司馬門

に懸けられる。彼らは頻繁に「司馬門」に出入りする者であり、名前がある門籍（『唐律』衛禁律にこのような門籍は短期滞在する籍に対して「長籍」と呼ばれる）によつて「案其姓名」され、「符」も「伝」もいらぬ。換言すれば、彼らは符伝制には関係がない。

しかし、「人未定、又有籍、皆復有符」（人は未定であるが、また門籍あれば、みなまた符がある）というのは、確定できる常勤の者に対する「未定」の非常勤の者がおり、彼らは常勤の者でも偶発的な来客でもなく、一定の時間に禁中で勤務する者であるため、門衛のところで彼らの門籍を用意して、人ごとに「符」をつけられるようにしていた。彼らは門籍だけで「司馬門」に出入りできる常勤者と違い、「門籍」と「符」で二重措置された者であつたのは間違いない。禁苑の「治園者」はこのような「人未定」という立場に相当すると考えられる。

その「符」というのは木製で、長さ二寸の木の蓋に宮殿名の鉄焼き印を押した「鉄印文符」、または「太卿爰符」というものである。また「案籍畢、復齒符、乃引内之也」とあり、司馬門衛が、その「符」を持つ者を、籍を審査してからまた符を合齒する手続きが済んだあと、引率者に案内させることがわかつた。

秦代の「入司馬門久」と漢初の「入門衛木久」とを比べてみると、使用場所の面であれ、材質と形の面であれ、ほぼすべての面で、漢代晩期の司馬門で審査を受ける「鉄印文符」「太卿爰符」の前身といえる。二者の相違点とは「久」と「符」という名称だけである。

秦と漢初期における「久」は、「符」と区別されたものであつたが、後に「符」に含まれて「久」の名称もなくなつたと考えられる。つまり、秦代の「入司馬門久」は後漢の司馬門符のような「割り符」であるのは間違いない、その使い方も門籍と併用して合符するような手続きであつ



たろう。

上述した「治園者」は徭役のために、禁苑へ行く途上、最後の関所で関吏に県からもらった通関伝を渡し、名前などを記してから「入司馬門久」をつけられ、一定の時期内に毎日、司馬門を通って禁苑中に勤務するという通関の伝制と「禁苑」に入る符制は、以上のように復元できるのではないだろうか。

### (3) 『漢書』終軍伝の「繻」

しかし、もう一つの避けられない問題がある。それは「治園」する徭役者は最後の関所を通ると「通関伝」の役割が終わるので、それを関所に預ける（帰郷するときにも必要）はずであると考えられる。

ゆえに、治園者は「禁苑」へ行く途上、最後の関所で県官府の発行した通関伝を預けても、そこで別の入園伝を持たなければならぬのであろう。

「通関伝」は最後に関所で預けることを説明するために、『漢書』終軍伝に見る「繻」を検討しよう。

従来の研究には「繻」は「伝」ではなく「符」であることや、また李均明氏が言ったように「繻」は臨時の「符」をもって「伝」の代わりとなるものであることも明らかにしたが、なぜ「繻」をもって「伝」の代わりとなる必要があるかという問題は残っている。

筆者は、宮殿（離宮も含む）の「入禁伝」と「通関伝」は違とする立場から、『漢書』終軍伝に表す「繻」と「伝」との関係を考えている。つまり、

関吏予繻。軍問、「以此何為。」吏曰、「為復伝、還当以合符。」軍

曰「大丈夫西游、終不復伝還。」棄繻而去。

という記述について以下のように解釈したい。

通常なら、「通関伝」は京都へ行く終軍として最後の関所の函谷関でその役割が終わるので、一時的に関所に預け、京都での用が終わってから帰郷するとき、再び関所でその「伝」を受け取るはずである。ゆえに、関吏は「繻」の割った半分を終軍に渡し、彼が京都から済南へ帰郷するとき、関吏の保管する「繻」のもう半分と「合符」して「通関伝」を返すつもりであった。しかし、終軍は今度京都へ行つて必ず官職をもちたいという自信があり、将来、官の身分で出関するときには庶民が用いる「通関伝」を用いるは不要であり、当然「繻」もまた要らないと思ったので、それを捨てた。

よつて、「終軍伝」における「繻」は、ただ預けた「通関伝」を返してもらおうための証拠（仮符）にすぎなかったといえよう。

### おわりに

「符伝制」は通関や入禁する証拠に関わる秦漢帝国体制の重要な一環であるが、典籍の記載が乏しいために、これまでの典籍史料的研究はなかなか進まない一方で、この半世紀以来、研究者たちが出土資料によっていくつかの有益な観点を提出しているにもかかわらず、いまだに符伝制についてまとまった考えは出ていないといえよう。

また、龍崗秦簡や岳麓書院藏秦簡における「符」「伝」についての新材料が発見されてから、これまでのいわゆる定論には、改めて検討する

べきところもあるだろう。

例えば近年の出土文字研究者のほとんどは、典籍には「六寸符」と「五寸符」とも記さずとも、「六寸符」だけと考えていた。しかし新史料には、その説に反する史料が見つかった。

本文は、龍崗秦簡に見える、「禁苑」の出入りに関わる符伝制に関する出土文字をめぐって、他の秦簡・漢簡と秦漢時代の典籍史料、また先行研究の成果を利用して、禁苑徭役者の通関伝書と「入司馬門久」制を考証し、その制度について、「秦時代徭役黔首禁苑符伝制の運行図」に示す1〜4の四段階に分けて、以下の運行の流れが復元できたと思う。

1 禁苑の官吏は「治園」の必要から禁苑官署へ要求を提出し、禁苑官署から所在地の県(道)官府と禁苑司馬門へ必要事項についての知らせを出す。

2 県(道)官府は禁苑徭役のために黔首を徴発、同時に通関伝・書を発行し、郷吏に命令を下す。徴発された黔首本人は、郷官府で氏名・行き先・徭役項目を書いた通関伝書を取り、出発する。

3 関所では、関吏は黔首の通関伝・書をもとに検問し、最後の関所において、黔首は派遣伝書によって「入司馬門久」をもらって禁苑へ行く。

4 司馬門衛は黔首の所持する派遣伝書をチェックしたうえで、「木久符」を、用意した門籍と照らし合わせて入苑させる。

また、本文での考証によって「伝」「書」「符」「久」は、それぞれ別のものであるだけでなく、機能も異なる通行許可書、すなわち関所・禁苑・駅・亭で身分を証明する証拠である。

「伝」は通関する身分証明書といえる通関用伝であり、秦代の「黔首」

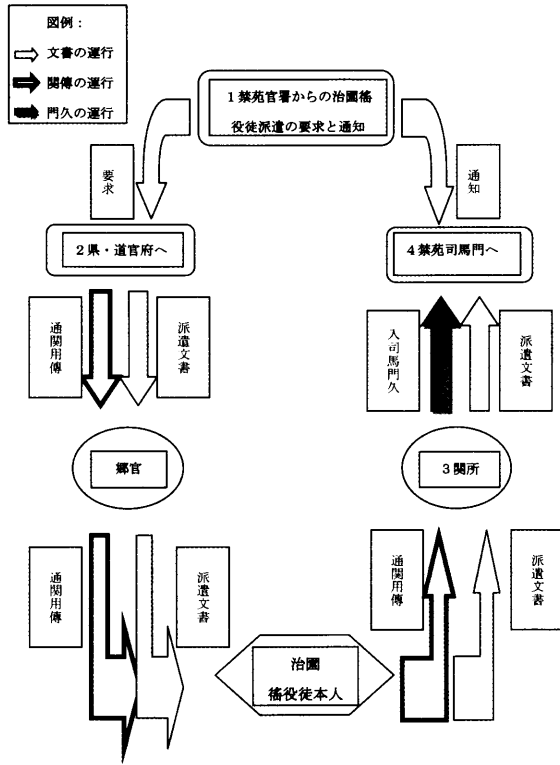
は徭役に服するために、地元の県・郷官署から「伝」をもらうことができ、徭役先までの途中にあるすべての関所の役人に「伝」を検査させる。ただし、目的地まで最後となる関所には、「伝」を預けておく可能性がある。「書」は、それを所持する人間の旅行目的や携帯品などを書いた派遣伝書であり、「伝」と同じく地元の県・郷官署からもらえる。ただし、「伝」が封じられ、経由する各々の県(道)官府で開封されチェックされるのとは違い、「書」も封じられていたとは認められない。

「符」は通過書であるが、主に緊急の徴発(軍事異動・緊急派遣)、あるいは関所や禁苑の出入りが頻繁な場合(郵便配達・守備巡邏)に用いるものである。本稿で論じた秦代における徭役徒となる「黔首」が徭役のために「符」を必要としたとは認められない(徭役徒を送る役人は「符」を持つかもしれない)。

「久」は、実際にも「符」の一種であり、一般的に通行書であるものと解釈するが、むしろ龍崗秦簡に見る「入司馬門久」というような「某門」「某宮」など、限定される「禁中」という、いわば特別エリア入禁用のパッセージといえよう。

以上の如く、本稿では新しい出土文字史料に基づき、秦の時代において「黔首」という庶民でも、皇帝の「御在所」である「禁苑」にも徭役のために立ち入ることはできたが、厳しく身分や携帯品を検査する「符伝制」が存在したこと、ならびにその機能について明らかにした。

秦時代後役黔首禁苑符伝制の運行図



<sup>1</sup> 本稿に使っている簡番号は中国文物研究所・湖北省文物考古研究所「龍崗秦簡」(中華書局2001年8月版)に作られたものである。また、簡番号だけ記したものはすべて龍崗秦簡の簡文である。

<sup>2</sup> 張家山二四七号漢墓竹簡にみる律令の制作年代について、高祖二年説、惠帝元年以前説、呂后二年説などあるが、律令内容の下限は呂后二年(紀元前一八六)であると考えられる。

<sup>3</sup> この和訳文は富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究(訳注篇)』(朋友書店、二〇〇六年)三三七頁の【訳】を参照して作ったもの。

<sup>4</sup> 『漢書』地理志には「南郡、編(県)」の下に「雲夢官有り」と記した。雲夢官署の別置官である性格については、拙著「城址と墓葬に見る楚王城の禁苑及び雲夢官の性格」(『都市と環境の歴史学』第三輯)を参照。

<sup>5</sup> 龍崗秦簡簡1号の「雲夢禁中」に関しては、拙著「龍崗秦簡簡1の解釈及びその性格について」(『早稲田大学長江流域文化研究所年報』第二号、二〇〇三年十一月)を参照。

<sup>6</sup> 富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究(訳注篇)』、朋友書店、二〇〇六年、三二七頁。「刑徒」についての詳し考証は、宮宅潔氏『中国古代刑制史の研究』(『労役刑体系の構造と変遷』(『東洋史研究叢刊之七十五』、京都大学学術出版会、二〇一一年)を参照。

<sup>7</sup> 扞関の位置は張家山漢墓竹簡(二四七号墓)整理小組の注釈に、  
 扞関、即江関、『漢書』地理志巴郡魚復縣有江関都尉、在今四川奉節東。

としたが、王子今・劉華祝は『史記』の「楚世家」と「張儀列伝」および「後漢書」(「公孫述伝」等の史料によって「扞関、是楚地的西界、也是巴蜀的東界」また「扞関是巴蜀的東部関防」と結論を下した(『説張家山漢簡』二年律令・津関令所見五関)『中国歴史文物』(二〇〇三年一期)。

「史記」楚世家に、

肅王四年、蜀伐楚、取茲方。於是楚為扞（扞）関以距之。

とあり、「張儀列伝」に、

秦西有巴蜀、大船積粟、起於汝山、浮江已下、至楚參千余里。舫船載卒、一舫載五十人與參月之食、下水而浮、一日行參百余里、里數雖多、然而不費牛馬之力、不至十日而距扞（扞）関。扞関驚、則從境以東、城守矣、黔中・巫郡・非王之有。秦舉甲出武関、南面而伐、則北地絶。秦兵之攻楚也、危難在參月之内、而楚待諸侯之救、在半歲之外、此其勢不相及也。

とある。考証の方法は違ふが筆者の結論と食い合う。「後漢書」公孫述伝に、

・東守巴郡、距扞（扞）関之口。

・將軍任滿從関中下江州、東掘扞（扞）関。於是尽有益州之地。

とある。「統漢書」郡国志には「(巴郡) 魚復、扞（扞）水有扞（扞）関」とある。

私人通関伝を取得する手続きについては大庭脩氏「漢代の関所とパスポート」(『秦漢法制史の研究』創文社一九八二年) や李均明「漢簡所見出入符・伝与出入名籍」(『文史』第一九輯)、また李均明と劉軍「簡牘文字学」(广西教育出版社、一九九九年)、李均明氏「秦漢簡牘文書分類輯解」(文物出版社、二〇〇九年)、徐楽堯「漢簡所見信符辨析」(『敦煌学輯刊』一九八四年二期)、薛英群「居延漢簡通論」(甘肃教育出版社、一九九一年) などの研究に従つて、漢代初期以降に民が私事により関に出入りする伝書の取得はだいたい、

本人の「取伝」申し出 ↓ 郷番夫の身分審査 ↓ 県官署の伝書発行

という手順であることがわかった。

徐楽堯「漢簡所見信符辨析」(『敦煌学輯刊』一九八四年二期、一五二頁)。

「伝」とは通関するパスポートだという性格については、大庭脩「漢代の関所とパスポート」(『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年) を参照。

「審査引書」についての解釈は、龔留柱氏に「審、確實。「引書」非張家山漢簡

中の引書、而応是「史記・外戚世家」褚少孫論「行詔門著引籍」的「引籍」、即通名状於門使的牒籍」といった。「論張家山漢簡「関津令」之「禁馬出関」(『史学月刊』2004年第11期) を参照。また、張家山漢簡「津関令」にある通関する「書」についての研究は、陳偉「張家山漢簡「津関令」涉馬諸令研究」(『考古学報』二〇〇三年第一期) を参照。しかし、漢簡に「取伝」という言葉がよくみられるが、龍崗秦簡における「取伝書」のような表現がみられないことは注目するべきだろう。このことは漢代と秦代の通関符伝制の相違点として今後研究する余地があると思う。

「致」については、李均明氏は、

為出入関通知書、可称之「出入関致」、其格式及用途与「伝」相類、陳請手

続亦同。

と解釈した(李均明、劉軍「簡牘文字学」广西教育出版社、一九九九年、二七六頁)。

通関する「書」と「伝」との区別について、藤田勝久氏は張家山漢簡「津関令」や敦煌懸泉漢簡の史料によつて、

すなわち関所を人が通行するには、公的であれ私的であれ、官府(公的な機関)が発行した伝が必要であった。しかし公的な往来でも、私物をもつ場合や、私的な往来で携行品をもつ場合には、致・書と呼ばれるような証明書を作成して、それを通過するときに別の証明としたのではないだろうか。したがつて交通の往来では、一に人の通行証となる伝と、二に随行の証明があることになる。このように致や書は、伝に規定されている従者、車馬、騎馬の範囲をこえて、随行する人や車馬、物品などを記した文書で、人の通行証とは機能が異なるものと考えられる。

と指摘した(『中国古代国家と社会システムー長江流域出土資料の研究』第十章「張家山漢簡「津関令」と漢墓簡牘」汲古書院、二〇〇九年三八九頁)。史料の限りでは秦代における通関に用いる「書」の形式や内容は確定できないが、少なく

とも「伝」とは別のものであるだろうと考えられる。

<sup>54</sup> 中国文物研究所・湖北省文物考古研究所「龍崗秦簡」中華書局、二〇〇一年、七四頁。

<sup>55</sup> 拙文「龍崗秦代簡牘における古文字の特徴」(『山口大学文学会志』第五九巻、二〇〇九年三月)を参照。

<sup>56</sup> 彭年「漢代的関・関市和関禁制度」、『四川師範大学学报』一九八七年第四期を参照。

<sup>57</sup> 『統漢書』百官志に「亭有亭長、以禁盜賊。」とある。

<sup>58</sup> 胡平生・張德芳「敦煌懸泉漢簡釋粹」(上海古籍出版社、二〇〇一年)二〇二頁を参照。

<sup>59</sup> 『漢書』百官公卿表に、

衛尉、秦官、掌宮門衛屯兵、有丞。景帝初、更名中大夫令、後元年、復為衛尉。屬官有公車司馬、衛士・旅賁參令丞。衛士三丞。又諸屯衛候・司馬二十

二官皆屬焉。長樂・建章・甘泉衛尉皆掌其宮、職略同、不常置。

とある。

<sup>60</sup> 陳直「三輔黃圖校証」陝西人民出版社、一九八一年。

<sup>61</sup> 陳松長「岳麓書院藏秦簡綜述」『文物』二〇〇九年第三期、八六頁と図10の写真を参照。

<sup>62</sup> 大庭脩「木簡」大修館書店、一九九八年、四五頁。

<sup>63</sup> 徐樂堯氏が九つの金関出入り符を検討した結論とは、

如前引九件金関出入符、其中完整的、符文均言「左居官右移金関符合以從事」、可見此種符合左右兩半、用時相合以取信。又、符文云：「齒百」、符的上端二公分処側面有一刻齒(例1・2刻齒在左側、例3・4刻齒在右側)、此刻齒顯然是用於合符的。(中略)凡以刻齒合符的符文中均有「齒百」二字。(中略)「齒百」的意思是符上的刻齒及刻齒內的「百」字、均是合符的標誌。合符時既要

合刻齒、又需合「百」字。

とある(徐樂堯「漢簡所見信符辨析」『敦煌學輯刊』一九八四年第二期)。

<sup>64</sup> 初山明「刻齒簡牘初探—漢簡形態論のために」『木簡研究』一七(木簡学会、一九九五年)を参照。

<sup>65</sup> 勞榦「居延漢簡考釈」(考証卷)「符券」、国立中央研究院歷史語言研究所出版、民國三十三年(一九三四)を参照。

<sup>66</sup> 「割り符」の形式によって「符」と「伝」は別物だとする研究者の考えは多く存在する。例えば、陳直氏は

符与伝之區別、符写人名、伝或写或不写人名、符写到達地点、或有不写到達地址与伝相同。符有齒、伝無齒、符紀数、伝不紀数。其形式符与普通木簡相似、伝則長方形、寬度比符加一倍。

とする(『漢書新証』二二頁)。また、大庭脩氏は、

後の過所にあたるものは槩であつたろうと思う。(中略)符にあたるものは、従来の史料の中では縹であるとせねばなるまい。

とする(『漢代の関所とパスポート』『秦漢法制史の研究』創文社、一九八二年)。

李均明「漢簡所見出入符・伝与出入名籍」(『文史』第一九輯(一九八三年)や薛英群「漢代符信考述」上・下(『西北史地』第三期・第四期、一九八三年)も、いろいろな考証を行っている。

<sup>67</sup> 李均明「漢簡所見出入符・伝与出入名籍」『文史』第一九輯、一九八三年、三二頁。

<sup>68</sup> 同前。

<sup>69</sup> 釈読文は陳松長「岳麓書院藏秦簡綜述」(『文物』二〇〇九年第三期、八六頁と陳偉「岳麓書院藏秦簡考校」(『文物』二〇〇九年第一期、八五〜八六頁を参照して作ったものである。

<sup>70</sup> 彭浩・陳偉・工藤元男「二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文献積讀」(上海古籍出版社、二〇〇九年、三〇七頁)に、

今按：「非其所□為□而擅為伝出入津関」句中原本未釈両字疑為「当」伝「讀作「非其所當為伝而擅為伝出入津関」。下文有「以伝令關令論、及所為伝者」(簡498号)、与之対応。「非其所當為伝而擅為伝出入津関」属「不当得為」。可参考《賊律》十四、十五簡。

とある。

<sup>34</sup>「官属」の「属」は整理小組が「人」と釈読したが、王偉氏が「属」とする(張家山漢簡「二年律令」編聯初探——以竹簡出土位置為線索)武漢大学簡帛網、二〇〇三年十二月二十一日。

<sup>35</sup>彭浩・陳偉・工藤元男「二年律令与奏讞書——張家山二四七号漢墓出土法律文獻釈讀」(上海古籍出版社、二〇〇九年、三〇七頁)に、

今按：整理本釈文作「□其□□□□□日□□牧□□塞郵・門亭行書者得以符出入」現挾紅外線影像釈読為「禁(?)其□弩、馬、牛、出、田、波(陂)、苑(?)・牧、繕治塞、郵・門亭行書者得以符出入」。「其□弩」中未釈字左從「扌」、右部不清、疑為「挾」字。弩属兵器、与馬匹一樣、是禁止輸出的物品、參見『漢書』昭帝紀「顔師古注引孟康曰：田馬高五尺六寸齒未平、弩十石以上、皆不得出関、今不禁也。」及四九三号簡今按。「田・陂・苑・牧」、指從事勞作的人。「繕治」、修繕。

とある。

<sup>36</sup>『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九七八年、二二三頁。

<sup>37</sup>専修大学「二年律令」研究会「張家山漢簡「二年律令」訳注(一)——賊律」、『専修史学』第三五号、二〇〇三年十一月。

<sup>38</sup>富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土律令の研究』(訳注篇)朋友書店、二〇〇六年、三七頁。

<sup>39</sup>楊樹達『積微居小学述林』に、

古人治病、燃艾灼体謂之灸。久即灸之初字也。字形從卧人、人病則卧床也。

末画象以物灼体之形。

とある。

<sup>40</sup>甘肅省博物館・武威県文化館編『武威漢代医簡』(文物出版社、一九七五年)を参照。

<sup>41</sup>王三峡「秦簡「久刻職物」相關文字的解讀」、《長江大学学报》二〇〇七年第二期、八三頁。

<sup>42</sup>清代の孫星衍等輯、周天游点校『漢官六種』中華書局、一九九〇年。

<sup>43</sup>大庭脩「漢代の関所とパスポート」『秦漢法制史の研究』(創文社、一九八二年)を参照。

<sup>44</sup>『漢書』元帝紀に「令從官給事官司馬中者、得為大父母父母兄弟通籍」とあり、顔師古の注に「從官、親近天子常侍從者皆是也」とする。『後漢書』竇武伝に

令帝拔劍踊躍、使乳母趙嬈等擁衛左右、取棨信、閉諸禁門。召尚書官属、魯以白刃、使作詔板。拜王甫為黃門令、持節至北寺獄取尹勳・山水。

とある(傍点すべて引用者)。